

Q

追突事故により頸椎捻挫(むち打ち症)の傷を負って半年近く病院に通院しましたが、頸部の痛みが残ったままでした。そこで後遺障害の認定を受けたのですが、結果は非該当となりました。頸部の痛みが残っているのに、まったく賠償は受けられないのでしょうか。



A

交通事故で頸部捻挫や腰部捻挫の傷を負い、治療を受けて症状固定した後も痛み等があるので、自賠責保険で後遺障害の認定を受けたが「非該当」とされたというのは、よくある事例です。しかし、ここで諦めるのではなく、異議申立てをして14級9号(局部の神経症状)に認定されたという事例もあります。

自賠責保険は、大量の案件を処理するために診断書や画像等の検査結果に基づき画一的に判断をするので、個別の事情を斟酌してもらうには異議申立てをしてこちらの事情を説明する必要があります。たとえば、①損傷した車の写真や修理見積書で事故の衝撃が大きかったことを示す、②症状固定後も痛み等が続き、治療を続けたことを診断書で示す、③痛み等で仕事や日常生活に大きな支障があったことを陳述書で示す、などが考えられます。逆に、このような事情がなければ後遺障害に認定されるのは困難です。

仮に、上記のような事情があり、異議申立てをしたのに後遺障害に認定されなかった場合でも、訴訟をして、カルテ等に基づいて症状が当初から続き、症状固定後も続いたことなどを証明して14級9号に認定されたり、14級9号に至らないが、症状があることは事実であるとしてそれに準じる程度の賠償額が認められたりする場合があります。要は、後遺障害「非該当」の結果をもらってもすぐには諦めないで、上記のような可能性の有無を検討してみることです。

弁護士

あなたのほっと安心 応援団

交通事故、相続、離婚など、人生には思いがけない出来事がおこります。まずは相談することがトラブル解決の第一歩。初回相談(30分)は無料。あなたのほっと安心を応援します!

<http://nttbj.itp.ne.jp/0952255432/index.html>

大川・永尾法律事務所
(佐賀県弁護士会所属)

佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
AM9:00~PM5:30
(時間外の対応は応相談)
休/土・日曜日・祝日・年末年始・お盆
(上記期間の対応は応相談)

☎ 0952-25-5432



弁護士 大川 正二郎
弁護士 永尾 竹則
弁護士 鳥飼 亜由美